



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 1 号

平成28年(2016年)10月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	<p>●選挙管理委員会告示</p> <p>○石川海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧の場所について (選挙管理委員会) 2</p> <p>●監査公表</p> <p>○監査公表(第21号-第23号) (監査事務局) 3</p> <p>●公営企業告示</p> <p>○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 7</p> <p>○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 7</p>
<p>●告 示</p> <p>○地縁による団体の認可について (市民協働推進課) 1</p> <p>○道路の供用の開始について (道路管理課) 2</p> <p>●公 告</p> <p>○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課) 2</p>		

告 示

●金沢市告示第297号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 名称
高尾町会
- 2 規約に定める目的
町会は、その区域の住民相互の連絡・環境の整備・町会の管理する資産の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	字	地	番
高尾町	ソ	全域	
	タ		
	チ		
	ツ		
	ニ		
	ヌ	18番	
	ハ	全域	
	リ	95番、134番	
	ル	1番、9番、12番~15番、22番1、22番5、22番6、23番、24番、40番、41番1、48番	
レ	全域		
高尾台2丁目		184番	
高尾台3丁目		310番、312番	
高尾台4丁目		65番、88番	
高尾南2丁目		6番、12番、20番	

- 4 主たる事務所

- 金沢市高尾町ル42番地
- 5 代表者の氏名及び住所
山瀬 光秀
金沢市高尾町ツ3番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成28年10月11日

●金沢市告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年10月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成28年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
鞍 月 37号	直江土地区画整理事業地内 72街区 2番 先から	平成28年10月11日
大友・直江町線	直江土地区画整理事業地内 77街区 1-1番 先まで	

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成28年10月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林局農業振興課において縦覧に供します。

平成28年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第73号

平成28年9月1日現在で調製した石川海区漁業調整委員会選挙人名簿の漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示します。

平成28年10月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成28年10月20日から同年11月3日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成28年10月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 田 中 展 郎
 金沢市監査委員 松 井 純 一

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	企業局建設課	平成27年度 問屋雨水幹線築造工事（補助）	86,972,400	H27. 8. 20～ H28. 3. 1	H27. 10. 6～ H28. 9. 26
2	企業局建設課	平成27年度 問屋雨水幹線築造工事（単独）	4,719,600	H27. 8. 20～ H28. 3. 1	H27. 10. 6～ H28. 9. 26
3	消防総務課	消防救急デジタル無線整備工事（基地局設置工事）	666,360,000	H26. 6. 23～ H28. 3. 15	H26. 8. 11～ H28. 9. 26
4	消防総務課	消防救急デジタル無線整備工事（移動局設置工事）	237,600,000	H26. 6. 23～ H28. 3. 15	H26. 8. 11～ H28. 9. 26
5	企業局建設課	天神町2丁目ほか4町地内中圧ガス管耐震化工事	67,714,920	H27. 8. 19～ H28. 3. 18	H27. 10. 6～ H28. 9. 26
6	道路建設課	法島町斜面緑地崩壊対策工事	61,769,520	H27. 9. 1～ H28. 3. 18	H27. 10. 6～ H28. 9. 26
7	総務課	本庁舎エントランス増築工事（建築工事）	129,565,440	H27. 7. 30～ H28. 3. 22	H27. 9. 7～ H28. 9. 26
8	企業局水処理課	平成26年度 浅野ポンプ場汚水ゲート設備等更新工事	131,922,000	H27. 1. 29～ H28. 3. 28	H27. 3. 9～ H28. 9. 26
9	企業局水処理課	平成26年度 浅野ポンプ場現場操作盤等更新工事	95,904,000	H27. 1. 29～ H28. 3. 18	H27. 3. 9～ H28. 9. 26
10	企業局建設課	伏見川水管橋耐震補強工事（上部工）	83,084,400	H27. 9. 15～ H28. 5. 31	H27. 11. 9～ H28. 9. 26
11	内水整備課	都市基盤河川弓取川改修工事	111,711,960	H27. 12. 25～ H28. 5. 31	H28. 2. 5～ H28. 9. 26
12	道路建設課	大浦千木町線金腐川橋梁新設工事（左岸下部工）	210,276,000	H27. 9. 15～ H28. 6. 24	H27. 11. 9～ H28. 9. 26

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中村哲郎、田中展郎、松井純一、福田太郎、横越 徹、新村誠一、中島秀雄
 以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・福田太郎は平成26年8月29日に退任し、代わって同年10月28日に横越 徹が就任した。
- ・横越 徹、新村誠一は平成27年5月1日に退任し、代わって同月15日に田中展郎、松井純一が就任した。
- ・中島秀雄は平成28年7月7日に退任し、代わって同月8日に中村哲郎が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を現地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年10月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 田 中 展 郎
 金沢市監査委員 松 井 純 一

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年9月23日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局スポーツ振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月1日（平成28年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
スポーツ交流事業費補助については、支出の6割以上を食糧費に充てていることから、交付要綱等において対象経費を限定するなど補助のあり方について見直しを図られたい。	スポーツ交流事業費補助については、「補助金の見直し基準」（平成19年3月20日市長決裁）に則り、食糧費の取扱いに関する基準を定めた。 また、平成27年度、平成28年度の当該補助金の執行において、改善を行ったところである。 今後も上記基準に則った適正な補助執行に努めていく。

●金沢市監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年10月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 田 中 展 郎
 金沢市監査委員 松 井 純 一

1 包括外部監査

（その1）

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年8月26日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局こども政策推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・私立保育所運営費補助、特別事業促進費補助 指摘事項 補助金のうち市単独で実施しているものについては、交付基準等を再検討し、補助金の減額を考慮すべきと考える。また、市単独の補助金は3年程度の終期設定をし、その都度補助金の必要性を検討すべきである。	平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることを踏まえ、公定価格に組み込まれる費用を分析し、給与等改善費補助や小規模保育所運営特別対策費補助などを平成26年度限りで廃止したほか、保育士定数改善費補助の補助額を減額するなど、市単独補助事業の見直し

	<p>を図った。</p> <p>本市は、国の基準を超えた教育・保育を求めていることから、一律に終期を設定することは困難であるが、今後とも、国の制度改正の動向を注視するとともに、補助金の見直し基準も踏まえて、市単独の補助金の必要性やその終期を検討する。</p>
--	---

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年8月26日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局こども政策推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・ “このまち” 赤ちゃん夢ギフト事業 意 見 “このまち” 赤ちゃん夢ギフト事業については、他の類似事業を実施してもなお実施する必要があるか、十分に検証のうえ、見直しを検討する必要がある。</p> <p>・ 成果内容の把握について 意 見 かなざわ子育て夢ステーション事業の評価にあたっては、人材育成の対象と事業の成果について一定の考え方を明確にし、単なる参加者数の把握に留まらず、どのような子育ての人材が育成され、どのように子育てで支援に効果を発揮しているのかを評価することが必要である。</p> <p>・ 人材育成事業の再構築について 意 見 かなざわ子育て夢ステーション事業における子育て人材育成事業について、中学生・高校生のみならず、即効性のある人材を対象とした事業も検討するとともに、地域の子育て支援施設である保育所・幼稚園からの企画提案も踏まえながら、他の企画も検討すべきである。</p> <p>・ 滞納整理の手法について 意 見 保育料の滞納整理業務については、十分な実績が伴っていないことから、当該業務を含め、担当課で事務分担や業務内容を見直す必要がある。</p>	<p>“このまち” 赤ちゃん夢ギフト事業については、かなざわ子育て夢プラン2015の策定に合わせ、類似事業とされた生命（いのち）の絆「緒つつみ」事業及びかなざわ子育て虹色クーポン事業と整理統合し、かなざわ子育てすまいるクーポン事業として、実施することとした。</p> <p>かなざわ子育て夢ステーション事業における人材育成事業は、保育所等の企画提案により行われていたが、実施先の固定化により、市内の限られた地域でしか人材が育成されなかったなどの課題があったほか、明確に評価できる効果が乏しかったことから、平成26年度限りで廃止した。</p> <p>かなざわ子育て夢ステーション事業における人材育成事業は、保育所等の企画提案により行われていたが、実施先の固定化により、市内の限られた地域でしか人材が育成されなかったなどの課題があったほか、明確に評価できる効果が乏しかったことから、平成26年度限りで廃止した。</p> <p>平成25年2月から、申出に基づく児童手当からの滞納保育料徴収を開始するなど滞納整理の強化を図ったことで、滞納繰越分の収納率については向上した。</p> <p>また、平成27年度から、保育所及び認定こども園の利用に係る業務を担当する利用支援係を新設し、保育料を総括的に担当する職員を配置することにより、滞納者の</p>

<p>・滞納繰越分納付について 指摘事項 保育料の滞納繰越整理にあたっては、より適切な納付指導をする必要がある。</p> <p>・保育料納付誓約書の徴求について 意 見 債務承認による時効の中断は、債務管理上極めて重要であることから、保育料納付誓約書の入手を徹底すべきである。</p> <p>・関係課との情報交換・連携について 意 見 悪質な滞納者等が滞納する保育料の管理・徴収業務の向上のため、徴収職員のスキルアップを図るよう検討する必要がある。</p> <p>・一部納付の時効の取扱について 指摘事項 保育料の滞納整理にあたっては、滞納繰越分も含めて債務承認を求めるなど、適正な手続きを実施すべきである。</p>	<p>実態把握を強化することとした。</p> <p>滞納者から保育料を収受した場合は、原則、滞納繰越分から充当することを徹底した。</p> <p>また、平成25年2月から、申出に基づく児童手当からの滞納保育料徴収を開始するなど、滞納整理の強化を図った。</p> <p>債務承認による時効の中断は、保育料納付誓約書の入手のほか、保育料の一部納付、児童手当からの徴収申出により徹底している。</p> <p>徴収職員のスキルアップを図るため、平成26年度に保育料滞納整理実施要領を作成し、事務手順を徹底したほか、収入金対策庁内連絡会への出席を通して、納付意思のない悪質な滞納者に関する情報共有を行い、関係課との連携に努めることとした。</p> <p>保育料納付誓約書の提出や、平成25年2月から開始した児童手当からの徴収申出により、債務承認による時効の中断を徹底しており、滞納保育料を徴収した場合は、充当月のみならず、滞納保育料全体の債務承認を求め、適切な納付指導に取り組むこととした。</p>
--	--

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年8月26日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月11日（平成28年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・住民票写し交付手数料及び諸証明書交付手数料の徴収事務について 意 見 住民票写し及び諸証明書の交付にあたっては、基本的な確認作業が漏れることのないよう、より一層正確かつ慎重に対応する必要がある。</p>	<p>諸証明書等の交付については、戸籍事務初任者研修を実施したほか、市民課及び市民センター職員に対して、事務手続に遺漏のないよう周知をすることで、各々の職員に事務内容の再確認を促し、より正確かつ慎重な事務の徹底を図った。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第27号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年10月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成28年6月1日から同年8月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 34,120円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 36,970円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 34,500円
- 2 原料価格変動額 55,000円
 算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 34,500円（1トン当たり平均原料価格）＝ 55,000円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－55,000円（原料価格変動額）／100円×0.082円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から45.10円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成28年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 （基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	202円86銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	200円86銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	188円36銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	186円53銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	181円53銭

●金沢市公営企業告示第28号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年10月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
 - (1) 平成28年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 36,970円
 - (2) 原料価格変動額 49,300円
 算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 36,970円（1トン当たり平均原料価格）＝ 49,300円（100円未満切捨て）
 - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－49,300円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から100.58円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成28年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	374円6銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	364円96銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格
1トン当たり 36,970円
- (2) 原料価格変動額 49,300円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 36,970円(1トン当たり平均原料価格) = 49,300円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 49,300円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から100.58円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成28年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	355円81銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	346円71銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格
1トン当たり 36,970円
- (2) 原料価格変動額 49,300円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 36,970円(1トン当たり平均原料価格) = 49,300円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 49,300円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から100.58円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成28年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	359円72銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	350円62銭
-------------------------------	---------	---------

4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成28年6月1日から同年8月31日までの平均原料価格

1トン当たり 36,970円

(2) 原料価格変動額 49,300円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 36,970円(1トン当たり平均原料価格) = 49,300円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 49,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から100.58円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年11月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	348円22銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	339円12銭

平成28年(2016年)10月11日 印刷
平成28年(2016年)10月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄